

## 第2章 MSDS 制度の概要

### 2.1 MSDS について

MSDS とは、危険有害性を有する化学物質等を適切に管理するために必要である詳細な情報(名称、成分及び含有量、管理上の注意、救急措置、危険性、人体への有害性等)が記載されている文書であり、化学物質を輸入・製造・販売する際、化学製品の供給事業者が、その製品の性状や取扱い上の注意事項等の情報を取扱事業者へ提供すること、また MSDS の交付を受けた事業者は、化学製品の使用による事故等を未然に防止し、自主的な管理の改善を促進することが求められている。

MSDS のことを、日本も含めて、米国、カナダ、オーストラリア等では Material Safety Data Sheet (MSDS) と呼んでいるが、欧州、ニュージーランド、ISO (国際標準化機構)<sup>1</sup>、GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)<sup>2</sup>等の国際規格等では Safety Data Sheet (SDS) が使用されている。ここでは、各国が用いている名称を変更せず、記載することとした。

---

<sup>1</sup> ISO: International Organization for Standardization

<sup>2</sup> GHS: The Global Harmonization System of Classification and Labeling of Chemicals

## 2.2 国際的な経緯

### (1) 国際的な背景

- 1970年代： 欧米の化学業界の自主的な活動として化学物質の危険有害性情報をMSDSの形で提供することが始まった。
- 1980年代： 各国の法令や工業規格等が設定され、商習慣として定着した。当初は、記載内容や様式が各国、企業により統一が取れていなかった。
- 1990年代： MSDSの内容や様式に関して、国際条約や規格において調和が図られた。

### (2) 国際条約、規格の経緯

- 1989年： 国際化学工業協会協議会（ICCA）がMSDSの記載項目の統一案を提案。ICCAは、米国化学品製造者協会（CMA、現、米国化学協会 ACC）、欧州化学工業連盟（CEFIC）及び日本化学工業協会（日化協）が設立した国際的な協議体である。
- 1990年： 「ILO170号条約」（職場における化学物質の使用の安全に関する条約）が採択され、危険有害性化学物質の供給者は、危険有害性物質の詳細な情報を記載したSDSを作成して提供することが国際条約として定められた。
- 1992年： 地球環境サミット、アジェンダ21第19章において、MSDSの普及の重要性が言及された。
- 1994年： 「Safety data sheet for chemical products – Part 1: Content and order of sections ISO1104-1」が国際規格として定められ、それまで各国でMSDSの記載内容が異なっていたが、国際的な標準様式が定まった。
- 2003年： 国連経済社会理事会において、GHSの実施が合意された。国連では2008年のGHS実施を目指しているが、APEC（アジア太平洋経済協力；Aisa-Pacific Economic Cooperation）では2006年の実施を掲げた。

## 2.3 主要国の MSDS 制度の概要

平成17年度及び18年度に実施した調査対象各国の MSDS 制度の概要について、以下にまとめた。また、参考資料2には、各国の MSDS 関連制度の概要をまとめた一覧表を収載している。

### (1) 米国

1970年代から化学業界の自主的な活動として MSDS の形で提供することが始まった。1985年、OSHA（労働安全衛生局）<sup>3</sup>は MSDS を製造業者に義務づける HCS<sup>4</sup>（危険有害性周知基準）を施行した。これより、米国の MSDS 制度は、OSHA の HCS のもと、労働者の安全保護を主体に発展してきた。これをその他の MSDS 関連制度を定める3つの法律が補完する形となっている。米国の MSDS 関連制度は、以下で規定されている。

- OSHAAct  
（労働安全衛生法; Occupational Safety and Health Act）
- TSCA  
（有害物質規制法; Toxic Substances Control Act）
- EPCRA/SARA Title III  
（緊急計画・地域社会知る権利法/スーパーファンド修正再承認法; Emergency Planning and Community Right-to-know Act / Superfund Amendments and Reauthorization Act）
- HMTA  
（危険物輸送法; Hazardous Materials Transportation Act）

また、米国規格協会（ANSI）は MSDS 作成のガイドラインとして、ANSI Z400.1-2004「危険有害化学物質 - 化学物質等安全データシート（MSDS） - 作成（Hazardous Chemicals - Material Safety Data Sheets - Preparation）」を発行している。米国の MSDS 制度の体系を図2-1に示す。

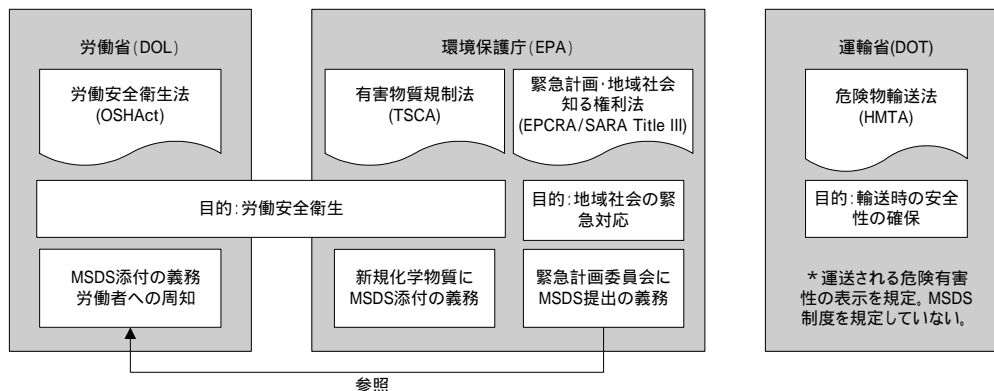


図 2-1 米国の MSDS 制度の体系

<sup>3</sup> OSHA: Occupational Safety and Health Administration

<sup>4</sup> HCS: Hazard Communication Standard

## (2) カナダ

カナダでは1980年代末から、WHMIS<sup>5</sup>(作業場危険有害性物質情報システム)という国家情報システムが整備された。WHMISは法律、規則及び実施要綱の総体であり、多様な利害関係団体の提携に基づいた仕組みである。WHMISは次の3つの法律に代表され、MSDS関連制度は主にHPAが、企業の秘密保護についてはHMIRAが規定している。雇用者の義務に関しては、連邦、州、準州政府が実施規則や州法を制定している。

- HPA：MSDSやラベルの作成方法について規定  
(危険有害性製品法; Hazardous Products Act)
- HMIRA：企業秘密保持に関する申請を規定  
(危険有害性物質情報審査法; Hazardous Materials Information Review Act)
- CLC：労働環境における安全確保のため労働者の教育などについて規定  
(カナダ労働規定; Canada Labour Code)

カナダのMSDSは、英語とフランス語で作成すること、また、MSDSは作成後、危険有害性物質について新しい情報が明らかになるたび、又は新規情報がない場合でも3年毎に改訂しなければならない。カナダのMSDS制度の体系を図2-2に示す。

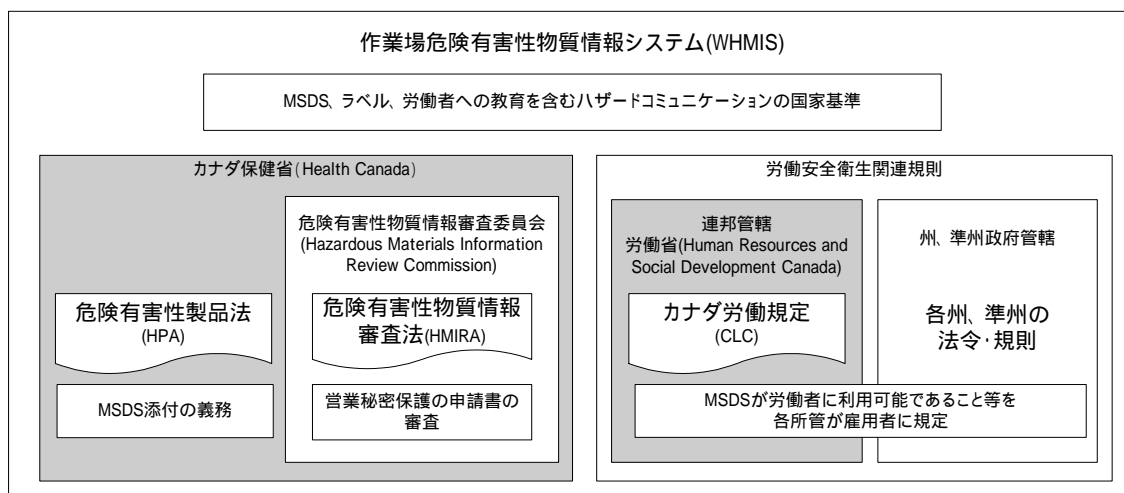


図 2-2 カナダのMSDS制度の体系

<sup>5</sup> WHMIS: Workplace Hazardous Materials Information System

### ( 3 ) 欧州連合(EU)

EUでは「MSDS」を「SDS」と呼んでおり、その詳細はEU指令に規定されている。欧州においても、米国と同様、1970年代から化学業界の自主的な活動としてSDSを提供することが始まった。1985年、製造物責任に関する指令が採択され、1993年までに各国で施行された。現在、SDSには以下のEU指令が定められている。

- Directive 2001/58/EC：危険な物質と調剤のSDSに関する委員会指令  
( SDS指令; Safety Data Sheet Directive )
- Directive 67/548/EEC：危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令  
( 危険物質指令; Dangerous Substances Directive )
- Directive 1999/45/EC：危険な調剤の分類、包装、表示に関する理事会指令  
( 危険調剤指令; Dangerous Preparations Directive )
- Directive 98/24/EC：職場の化学物質に関するリスクから労働者の安全衛生を保護するための理事会指令  
( 化学物質指令; Chemical Agents Directive )

EUの加盟国は、上記EU指令を担保するための国内法整備を行う。そのため、各国の規制内容には若干の違いがあり、各国独自のルールを上乗せしている場合もある。また、SDSに使用する言語は、当該製品を使用する国の言語となる。加盟国ではCLEEN<sup>6</sup> (ヨーロッパ化学物質立法強化ネットワーク)という化学物質規制官によるネットワーク組織を持ち、情報交換を通じて、SDS制度の普及や遵守に向けた取組を行っている。

2007年6月から施行されるREACH(化学物質の登録・評価・許可)規則では、全加盟国に対して拘束力があり、直接的に適用され、またサプライチェーンにおける情報伝達として、化学物質・調剤の供給者は、受給者に対し、化学物質・調剤の情報を伝達する義務がある。今後、REACH規則に関連してSDSが議論される予定である。

EU及びEU加盟国のSDS制度の体系を図2-3に示す。

---

<sup>6</sup> CLEEN: Chemicals Legislation European Enforcement Network

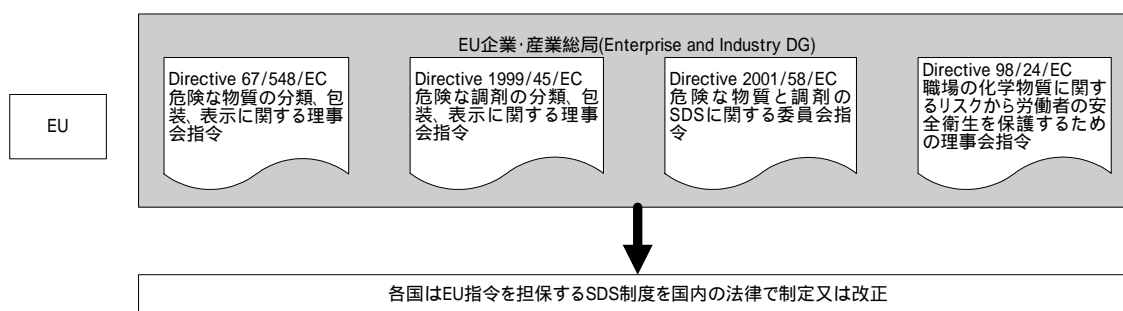


図 2-3 EU 及び EU 加盟国の SDS 制度の体系

#### (4) 英国

EU 指令を受け、英国の SDS 制度は次の規則により規定され、HSE<sup>7</sup> (安全衛生庁) が所管している。

- CHIP：危険有害化学品の供給者に対する情報提供の義務を規定  
(化学物質(表示及び梱包)取扱い規則; Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations)
- COSHH：有害物質の管理に関する雇用者への義務を規定  
(有害物質管理規則; Control of Substances Hazardous to Health Regulations)
- DSEAR：危険性及び爆発性物質の管理に関する雇用者への義務を規定  
(危険物質及び爆発性雰囲気規則; Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations)

このうち、CHIP は SDS の作成を義務付ける根拠となる規則である。最新の規定は、2002 年に制定された CHIP3 (CHIP2002) である。また、SDS 作成のより詳細事項を提供するガイダンスとして「承認慣行規範 (Approved Code of Practice: *The compilation of safety data sheets*)」が作成されている。一方、COSHH 及び DSEAR は、労働安全衛生管理のために SDS を活用することを義務付けるものである。

#### (5) ドイツ

ドイツの SDS 制度は、EU 指令を受け、ドイツ連邦経済労働省 (Federal Ministry of Labour and Social Affairs) が SDS 作成及び労働安全衛生に関する事項を全て次の規則に規定している。

- 危険物質規則 (Hazardous Substances Ordinance)

また、より詳細な規則を定めるガイダンスとして、次の 3 つの規則が、危険物質委員会 (AGS<sup>8</sup>)

<sup>7</sup> HSE: Health and Safety Executive

<sup>8</sup> AGS: Committee on Hazardous Substances: Ausschuß für Gefahrstoffe

により作成されている。

- SDS に関する技術規則 ( TRGS<sup>9</sup> 220 )
- リスクアセスメントに関する技術規則 ( TRGS 400 )
- 操業及び安全指導に関する技術規則 ( TRGS 555 )

#### ( 6 ) オランダ

EU 指令を受け、オランダの SDS 制度は次の法律により規定されている。

- 環境有害物質法 ( Environmentally Hazardous Substances Act )
- 労働条件法 ( Working Conditions Act )
- 鉱業活動に関する布告 ( 石油及びガス産業 ) ( OSPAR Treaty /Mining Decree )

オランダの SDS に関する規則は、環境有害物質法の下、安全データシート布告( Safety Data Sheet Decree ) により規定される。「環境有害物質法」は、住宅・国土計画・環境省 ( VROM ) が管轄しており、SDS 規定の実施機関は、「労働条件法」を所管する社会・雇用省、及び、「鉱業活動に関する布告」を所管する経済省である。

#### ( 7 ) オーストラリア

オーストラリアの MSDS 制度は、労働安全衛生を司るオーストラリア安全補償委員会 ( ASCC<sup>10</sup> ; 旧国家労働安全衛生委員会 ( NOHSC<sup>11</sup> ) ) が中心となって制度化が進められたものであり、1986 年に「MSDS 作成のための指針書[NOHSC:3001]」、1993 年に「MSDS の作成に関する国家慣行規範[NOHSC:2011(1994)]」が作成された。一方、新規化学品等の登録において、事業者が提出する届出の中に MSDS が求められ、オーストラリア化学工業製品通知・評価計画 ( NICNAS<sup>12</sup> ) が化学物質の審査の一環として MSDS の評価を行う場合がある。このように、オーストラリアの MSDS 制度は、労働安全衛生と新規化学物質登録の 2 つの側面から発展してきたと言える。現在、オーストラリアの MSDS 制度の基礎となっている連邦法は次の 2 つである。

- オーストラリア職場安全基準法 ( Australian Workplace Safety Standards Act 2005 )
- 化学工業化学製品 ( 通知・評価 ) 法 ( Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act 1989 )

オーストラリアは連邦国家であるため、連邦、州、準州政府が MSDS に関する実施規則や州法を制定している。雇用省 ( Department of Workplace Relations ) が所管するオーストラリア職場安全

<sup>9</sup> TRGS: Technical Rules for Hazardous Substances

<sup>10</sup> ASCC: Australian Safety and Compensation Council

<sup>11</sup> NOHSC: National Occupational Health and Safety Commission

<sup>12</sup> NICNAS: National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme

基準法では、ASCC に労働安全衛生に関する各連邦、州、準州政府のガイドラインとなる慣行規範 ( code of practice ) 等を作成する権限を与えており、MSDS に関する慣行規範として次の3つが作成された。

- 職場の有害物質の管理に関する国家慣行規範[NOHSC: 2007(1994)]  
( National Code of Practice for the Control of Workplace Hazardous Substances )
- 職場の危険物の保管及び取扱いに関する国家慣行規範[NOHSC: 2017(2001)]  
( National Code of Practice for the Storage and Handling of Dengerous Goods )
- MSDS の作成に関する国家慣行規範第 2 版[NOHSC: 2011(2003)]  
( National Code of Practice for the Preparation of MSDS 2<sup>nd</sup> Edition )

オーストラリアの MSDS 制度の体系は、第 5 章の図 5-1 に示す。

#### ( 8 ) ニュージーランド

ニュージーランドでは、かつて危険有害物質の登録に関して、農薬、毒物等で所管法が異なり所管省庁も違うため、物質が網羅されておらず、登録に重複があるなどの問題があった。この問題の見直しのため、1990 年初期に危険有害物質関連法を統合し、1つの法律として、有害性物質及び新生物法 ( HSNO 法 ) が制定された。HSNO 法では、SDS を直接規定していないが、「職場での有害物質関連情報の文書化」規定の1つの方法として位置付けられている。ニュージーランドの SDS 制度は次の2つの法律に基づいている。

- 有害性物質及び新生物法 ( Hazardous Substances and New Organisms Act; HSNO 法 )
- 雇用安全衛生法 ( Health and Safety in Employment Act; HSE 法 )

HSNO 法は環境省が管轄しているが、SDS が職場で用いられることが多いことから、実務的には労働省が雇用安全衛生法のもとで、実施機関となっている。HSNO 法を遵守するためのガイドランスとして、ニュージーランド化学工業協会が SDS 作成承認慣行規範 ( Preparation of Safety Data Sheets: Approved Code of Practice ) を作成している。ニュージーランドの SDS 制度の体系は、第 5 章の図 5-4 に示す。

#### ( 9 ) 日本

日本におけるMSDS制度は、当初、行政指導のかたちで始まった。1992年に当時の労働省が、1993年には通商産業省と厚生省が共同でMSDSに関する指針を策定、告示として公表した<sup>13</sup>。1992年には、厚生省、労働省、通商産業省の三省の監修により日本化学工業協会 ( 日化協 ) が「製品安全データシートの作成指針」を作成した。

<sup>13</sup>平成 4 年 7 月 1 日労働省告示第 60 号「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」、平成 5 年 3 月 26 日厚生省・通商産業省告示第一号「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」

MSDS制度は、1999年の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）成立、翌2000年施行により法制化された。また同時期に「労働安全衛生法」（安衛法）の改正、「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）施行令の改正がされ、これらの三法でMSDSの提供が義務づけられることとなった。これら“MSDS三法”では法の目的が異なるため、MSDS対象物質及び記載内容が異なっている。

これら三法及び国際的な標準様式（ISO11014-1: 1994）に対応するものとして、2000年に日本工業規格 JIS Z 7250:2000「化学物質等安全データシート（MSDS） - 第1部：内容及び項目の順序」が制定された。2005年12月には、GHS対応のためJISが改正された（JIS Z 7250:2005）。MSDS制度を策定する各法律の位置付けを図2-4に示す。

有害性		暴露	労働環境	消費者			環境経由				戦争テロ	
							排出・ストック汚染		廃棄			
人への健康への影響	急性毒性	毒劇法			食品衛生法	薬事法	有害家庭用品規制法	建築基準法	化学物質排出把握管理促進法		農薬取締法	化学兵器禁止法
	長期毒性	労働安全衛生法	農薬取締法	農薬取締法					大気汚染防止法	水質汚濁防止法		
環境への影響	生活環境（動植物を含む）への影響											
	オゾン層破壊性						オゾン層保護法		※			

※フロン回収破壊法等に基づき、特定の製品中に含まれるフロン類の回収等に係わる措置が講じられている。

注1：改正後の労働安全衛生法：第57条（表示：対象物質 約93）、第57条の2（MSDS：対象物質 約634）にて規定。

注2：毒物及び劇物取締法：施行令第40条の9（MSDS：対象物質 約120）にて規定

注3：化学物質排出把握管理促進法：第14条（MSDS：対象物質 約435）にて規定。

出典：経済産業省産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会、審議資料集

図2-4 MSDS制度を策定する各法律の位置付け

参考資料：

佐野弘、佐々木正和、岡尾正之（1998）「製品安全データシート（MSDS）作成実務必携増補改訂版」、化学工業日報社

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター（2006）「平成17年度特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくMSDS制度と海外のMSDS関連制度との比較等に関する調査報告書」